

評価基準表新旧対照表

新						旧							
(3) 中間処理業						(3) 中間処理業							
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			配点	番号	小項目	内容	審査の方法			配点
			① 書面 審査	②現地審査						① 書面 審査	②現地審査		
			ヒアリング	書類確認	目視				ヒアリング	書類確認	目視		
8	施設維持管理記録	廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。	○	○		必須	8	施設維持管理記録	廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。	○	○		必須
15	廃棄物とリサイクルの区分保管	中間処理後のリサイクル可能な物が産業廃棄物と区分されて保管されている。	○	○		必須	15	廃棄物とリサイクルの区分保管	中間処理後のリサイクル可能な物が産業廃棄物と区分されて保管されている。	○	○		必須
58	技術の開発・研究	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。)	○	○		3	58	技術の開発・研究	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。)	○	○		3
62	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○			2	62	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○			2

新						旧						
(3) 中間処理業						(3) 中間処理業						
63	エコドライブ	「エコドライブのすすめ10ヶ条」(エコドライブ普及連絡会制定)等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。	○	○	2	63	エコドライブ	「エコドライブのすすめ10ヶ条」(エコドライブ普及連絡会制定)等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。	○	○	2	
								営業・連絡用車両等でエコドライブ(「エコドライブ10のすすめ」等)の徹底に取り組んでいる。 【基準項目】 ○従業員への周知 ○エコドライブのための装置導入 ※連絡車両も対象とする。 【現地審査資料】 ①エコドライブの取組状況が確認できる書面(教育実施記録等)				
64	低公害・低燃費車両、重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)又は低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	○	3	64	低公害・低燃費車両、重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)又は低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	○	3	
								中間処理施設で使用する重機においては、低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、導入状況を自社ホームページ上で情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*①、②、③、④すべての資料 ①使用重機導入状況一覧表等 ②公開画面の写し ③自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ④情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付 【現地審査資料】 導入している低公害型重機が確認できる書面(仕様書等)				
67	環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 (例) ・環境汚染賠償責任保険 ・土壌汚染浄化費用負担保険 ・請負業者用環境汚染賠償責任保険	○	○	3	67	環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 ※事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は対象外 【対象となる施設】 15条施設及び14条施設でも近隣に環境影響を及ぼすおそれのある施設が対象 【基準項目】 ○環境汚染賠償責任保険 ○土壌汚染浄化費用負担保険 ○請負業者用環境汚染賠償責任保険 【書面審査資料】 ①保険証書の写し	○	○	3	
								収集運搬業については、産廃許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)を導入している。中間処理業においては、低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、導入状況を自社ホームページ上で情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*①、②、③、④すべての資料 ①使用車両及び重機導入状況一覧表等 ②公開画面の写し ③自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ④情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付 【現地審査資料】*①、②すべての資料 ①収集運搬業については、導入している車両が確認できる書面(車検証の写し等) ②中間処理業については、導入している低公害型重機が確認できる書面(仕様書等)				
								産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 ※事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は対象外 (圧縮施設(プラスチック類、金属類等)、簡易な破碎施設(二軸破碎機等)) 【基準項目】 ○環境汚染賠償責任保険 ○土壌汚染浄化費用負担保険 ○請負業者用環境汚染賠償責任保険 【書面審査資料】 ①保険証書の写し				